

# 自筆本『明月記』の記事作成過程

藤川 功和

【キーワード】藤原定家

## 序

藤原定家の家記『明月記』は、冷泉家時雨亭文庫に定家自筆本が多く存する。この定家自筆本は、長らく一般に目にする機会を得なかったが、一九九三年より「冷泉家時雨亭叢書」『明月記』（朝日新聞社刊 以下、冷泉家本と略す）として、全五巻の予定で影印刊行されるに至った。これにより、自筆本『明月記』の研究は飛躍的に進んだ。

その一例として、一口に自筆本といっても、その性格は様でないことが明らかにされつつある。現在では、自筆本は、定家が日々日記を記述したそのままを一卷にまとめた「原本」と、「原本」を後に清書し、体裁その他を整え一卷に纏めた「清書本」とに大別される。<sup>①</sup>また、清書本も、原本が記述されてからかなり時間を隔てて清書されたものと、記事が記されてからあまり時間を隔てずに清書され、一卷に纏められたものとの、さら

に細分化されるのである。<sup>②</sup>

稿者は、主に定家自筆本を中心に『明月記』を検討し、自筆本であるが故に得られる知見を述べてきた。<sup>③</sup>本稿では、前稿に引き続き、現在四巻まで刊行されている冷泉家本を用いて、自筆本から伺える定家の日記作成の様態を縷々述べてみたい。

### 一 記事増補の方法―補入符号の場合―

冷泉家本中、特に原本には、墨消しによる修正や、記事の補入といった記事推敲の痕跡が多く存する。それらを辿ることで、定家が日記を如何に書き綴っていったのか、その過程を探ることが出来るのである。ここでは、特に自筆本に散見する補入符号の記入例をみてみよう。

【図版1】冷泉家本建仁二年五月記12紙

一寝の間に記入された「○」の  
 線が引かれ、二行前の「寝」「未」字の間に記入された「○」の  
 補入符号まで線が延びている。冷泉家本当該記解題は、「12紙  
 前紙と書き直され、さらにその始まりの変更が墨線で記されて  
 七日と書き直され、さらにその始まりの変更が墨線で記されて  
 いる」と指摘する。補入符号による記事増補は、「十七日」の  
 一文を「寝」「未」の間に挿入するべく、おそらく定家の指示に  
 よってなされたものであろう。

（資料1）冷泉家本建仁二年五月十六、十七日条翻字本文

一寝、○未明以後令引綱手上木津川、

於泉木津騎馬、

十七日、自曉雨降、時、休、

入故僧都亭宅、着浄衣先奉幣還

【図版1】の場合、「十七日 自曉雨降時、休」行の文頭から

線が引かれ、二行前の「寝」「未」字の間に記入された「○」の  
 補入符号まで線が延びている。冷泉家本当該記解題は、「12紙  
 前紙と書き直され、さらにその始まりの変更が墨線で記されて  
 七日と書き直され、さらにその始まりの変更が墨線で記されて  
 いる」と指摘する。補入符号による記事増補は、「十七日」の  
 一文を「寝」「未」の間に挿入するべく、おそらく定家の指示に  
 よってなされたものであろう。

ところで、【図版1】の部分について、従来利用されてきた国  
 書刊行会本ではどのようなようになっていたのか、（資料2）で確認し  
 てみよう。国書刊行会本では、先に自筆本で確認した「十七日

自曉雨降時、休」の一文が、前日の「寝」「未」字の間に組み込  
 まれている。国書刊行会本は、明治四十四年に刊行されたが、  
 冷泉家本未公開の頃であり、活字化にあたっては写本数種を校  
 合したものが主に底本として用いられている。つまり、「一寝」  
 以下を十七日条とした自筆本における定家の指示は、後の写本  
 に受け継がれてきたことが伺えるのである。

（資料2）国書刊行会本『明月記』建仁二年五月十六、十七日条

（前略）

今夜在宇治川辺、留船一寝、

十七日自、曉雨降、時々休、未明以後令引綱手上木津川、

（後略）

補入符号による記事増補をもう一例示そう。

【図版2】冷泉家本建曆二年秋記19紙

一寝の間に記入された「○」の  
 線が引かれ、二行前の「寝」「未」字の間に記入された「○」の  
 補入符号まで線が延びている。冷泉家本当該記解題は、「12紙  
 前紙と書き直され、さらにその始まりの変更が墨線で記されて  
 七日と書き直され、さらにその始まりの変更が墨線で記されて  
 いる」と指摘する。補入符号による記事増補は、「十七日」の  
 一文を「寝」「未」の間に挿入するべく、おそらく定家の指示に  
 よってなされたものであろう。

（資料3）冷泉家本建曆二年七月二十七日条翻字本文

可供養云々、雖所勞不快、申可構参由了、

今日造閑院事始、上卿光親卿、弁家宜云々、適有造宮事、須上臈  
 上卿宰相弁承歟、近代事只随当有其沙汰歟、此事始光親、  
 次定通、次師経、又光親卿被定改了云々、

廿七日、天晴、

○ 申始許參四条殿、<sup>直表</sup> 兵部卿被參、今日

於蓮花心院始被修故女院御月忌、仍參之

【図版2】から、定家は、当初四条殿に参った件から二十七日  
 条を書き出していたことが伺える。その後、閑院内裏造宮に  
 関する情報を新たに得て、二十六日条との僅かな空白を利用し  
 記事を追加した上で、補入符号を付して、増補記事が二十七日  
 条に属するものであることを明示したと了解されるのである。

二 記事間の空白から読む―清書本を用いて―

自筆本『明月記』を通覧すると、記事と記事の間の空白が一  
 定でない事例を目にする。この点について、前稿では、<sup>5)</sup> 建久七  
 年四月記を用いて検討を加えた。その結果、自筆本の内でも原  
 本の類に属する建久七年四月記では、<sup>6)</sup> 日々記事が記されたその  
 ままの状態を多く留めており、記事間の空白の広狭は、後日記  
 事を増補する余地を残こそうとした定家の処理の痕跡と位置付け  
 られたのである。

では、一見すると料紙の書式や行数や字の大きさがほぼ統一  
 されている清書本の場合、記事間の広狭はどうなっているのであ  
 ろうか。例えば、元仁二年三月記を例に、一覧を次頁に示した。

【図版3】元仁二年三月記21紙

天晴

西日  
 元仁二年三月三日  
 晴  
 元仁二年三月三日  
 晴  
 元仁二年三月三日  
 晴

【図版4】元仁二年三月記25紙

信州人臣等今八日  
 元仁二年三月三日

十日  
 元仁二年三月三日  
 晴  
 元仁二年三月三日  
 晴  
 元仁二年三月三日  
 晴

【元仁二年三月記空白一覽表】

|            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |   |    |       |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---|----|-------|
| 14<br>/ 15 | 13<br>/ 14 | 12<br>/ 13 | 11<br>/ 12 | 10<br>/ 11 | 9<br>/ 10  | 8<br>/ 9   | 7<br>/ 8   | 6<br>/ 7   | 5<br>/ 6   | 4<br>/ 5   | 3<br>/ 4   | 2<br>/ 3   | 1<br>/ 2   | 日 | 紙数 | 幅(mm) |
| 26         | 26         | 26         | 25         | 25         | 25         | 24         | 22         | 22         | 22         | 22         | 21         | 21         | 20         |   |    |       |
| 1          | 1          | 2          | 1          | 2          | 65         | 1          | 1          | 1          | 2          | 1          | 10         | 2          | 2          |   |    |       |
| 28<br>/ 29 | 27<br>/ 28 | 26<br>/ 27 | 25<br>/ 26 | 24<br>/ 25 | 23<br>/ 24 | 22<br>/ 23 | 21<br>/ 22 | 20<br>/ 21 | 19<br>/ 20 | 18<br>/ 19 | 17<br>/ 18 | 16<br>/ 17 | 15<br>/ 16 | 日 | 紙数 | 幅(mm) |
| 28         | 28         | 28         | 28         | 28         | 28         | 28         | 28         | 27         | 27         | 27         | 27         | 26         | 26         |   |    |       |
| 5          | 2          | 1          | 2          | 1          | 1          | 2          | 1          | 2          | 2          | 1          | 0.5        | 2          | 2          |   |    |       |

※表中の「日」項目の内、例えば、1/2は、一日条と二日条との間を示す。幅は、影印本を物差しによって測定したものであり、あくまで参考の長さである。

この表によれば、特に九日条と十日条との間に大きな空白があることが伺える。【図版4】に九日条と十日条との境界部分を示した。

（資料4）冷泉家本元仁二年三月九日条翻字本文

九日、朝雲出、天漸晴、辰後黒雲又奔西北、

卯時許帰廬、臨時祭日云々、

未時許覚法眼来談、定範法印東大寺東南

院門跡、可為仁和寺宮御沙汰由、法皇御在世之時進証

文了云々、日来伝聞、南京頗憤思云々南京事可為仁和寺御領事也

退帰之後、心寂房来談、昏帰、

臨時祭使成実朝臣、雑人当色蘇芳蘇芳姓八人、

侍九人、馬副舍人傳言之由伝聞、自余事不聞及、

【図版4】を【図版3】と比較すると明らかのように、当初から書くべき事がないのであれば、【図版3】にみられる程度の空白を設ければ十分であろう。そこで、【図版4】を翻刻した（資料4）を用いて、九日条の内容について検討してみよう。

九日条二行目には、「臨時祭日云々」と記されているが、改行された次行以下には、仁和寺御室に仕える房官覚寛が定家の許にやってきて、東大寺東南院門跡をめぐる定範法印・仁和寺宮道深法親王方と、南都との騒動の様子を伝えた由が記されている。

石清水臨時祭については、末尾二行から、改行されて再び記されているが、今、その内容をみると「臨時祭使成実朝臣、雑

人当色蘇芳へ単狩衣、青衣籠、八人、侍九人、馬副舎人へ薄色、之由伝聞、自余事不聞及」と、臨時祭の子細について、定家は当日にはあまり詳しい情報を得なかったことが伺える。当該記事の空白は、「自余事」を「聞及」ばなかった定家が、後に新たな情報を得た時の為に、余白を残しておいたものと思しい。或いは、空白は、現行九日条末尾三行目「昏帰」以下改行した所から設けられていたが、結局追加できた情報が、「臨時祭使成実朝臣、雑人当色蘇芳へ単狩衣、青衣籠、八人、侍九人、馬副舎人へ薄色、之由伝聞」のみであったとも考えられよう。この場合、定家が当初期待していたほど、追加の情報が得られなかった名残として、九日条の空白部分を捉えられよう。ちなみに、翌嘉禄二年三月十七日条には、「一昨日臨時祭」以下、石清水臨時祭の詳細が相当な紙面を割いて記述されている。

高橋典幸氏、山本信吉氏に指摘があるように、嘉禄元年記以降は、日記の日付からほぼ半年以内に清書されたものである。それは、翻つていえば、記事増補の余地がまだある内に、原本から清書本へと、体裁が整えられたことを意味する。嘉禄元年記以降の諸巻それぞれがいつ清書されたのかについては、紙背文書の解説等を併せて、さらに検討が必要であるが、本節で扱ったような清書本における余白の中には、清書後もさらなる記事内容の充実を目指そうとした定家の記述態度を伺わせるものが潜んでいるのである。


三 記事増補の方法―料紙上部の利用―

【清書本『明月記』料紙上部への記事増補一覧表】

| 年次       | 数 | 紙数    | 年次       | 数  | 紙数                                    |
|----------|---|-------|----------|----|---------------------------------------|
| 建久三三四月記  | 0 |       | 元仁二年春記   | 8  | 6・7・13・16・17・18・19                    |
| 建仁三年春記   | 0 |       | 嘉禄二年春記   | 13 | 21・22・23・24・27                        |
| 同 年夏記    | 0 |       | 同 年夏記    | 18 | 4〔三〕・7・8・10・13・19・27・29・34・36・〔39〕・40 |
| 同 年秋記    | 0 |       | 同 年秋記    | 18 | 6・12・13・14・22・24・30                   |
| 同 年冬記    | 1 | 18・19 | 同 年冬記    | 2  | 7・9                                   |
| 元久元年夏記   | 0 |       | 嘉禄三年冬記   | 12 | 2・11・14・15・20・21・24                   |
| 同 年秋記    | 0 |       | 同 年秋記    | 7  | 〔二〕・27・34・37・38・39・40                 |
| 同 年夏記    | 0 |       | 寛喜元年三四月記 | 4  | 13・14・24・26・26・27                     |
| 同 年秋冬記   | 0 |       | 同 年秋記    | 7  | 4・13・14・24・26・26・27                   |
| 同 年秋冬記   | 0 |       | 同 年秋記    | 13 | 27                                    |
| 建永元年五六月記 | 0 |       | 同 年秋記    | 13 | 4・7〔二〕・8・9・9・10                       |
| 同 年秋記    | 0 |       | 同 年秋記    | 10 | 11・21・22〔二〕・24・25                     |
| 同 年冬記    | 0 |       | 同 年冬上記   | 6  | 33                                    |
| 承元二年春記   | 0 |       | 同 年冬上記   | 6  | 3・10・11・13・17・18・28・29                |
| 同 年夏記    | 0 |       | 寛喜二年閏正月記 | 2  | 9〔二〕                                  |
| 同 年秋記    | 0 |       | 同 年二三月記  | 19 | 5・6・7・9〔三〕・19・21                      |
| 同 年冬記    | 0 |       | 同 年冬記    | 19 | 23・24〔二〕・25・26・32・34                  |
| 同 年冬記    | 0 |       | 同 年冬記    | 19 | 34・35・35・36・37・37                     |

※1 四月十三・十四日条と六月二十日条以降が、界線有・紙背無の料紙が用いられた清書本系統である。

※2 表中、「数」は増補の用例数を示し、「紙数」は、「冷泉家時雨亭叢書」の付す料紙の通し番号によって増補記事の所在を示す。また、「紙数」中の「〜」は、増補が複数の料紙に渡っている事を示し、「―」は同一料紙中に複数増補が確認される場合の同一料紙中での用例数を示す。さらに「〜」は増補が横書きで記述されている例を示す。なお、用例数には、記事本文の内容を要約し見出しとして機能している頭書は含まない。

※3 表中、で塗りつぶした用例は、国書刊行会本には活字化されていないことを示す。

前節では、主に記事間の空白を定家がいかに利用して、記事の増補を達成していったのか、その実態を検証してみた。本節では、料紙の上部の記事増補の場として利用されている事例に着目して、引き続き自筆本における記事増補の実態を検証してみよう。

前掲の表は、嘉禄元年記以前とそれ以降の清書本とで上下二分している。表から明らかのように、嘉禄元年記以降は、料紙上部への記事増補の事例が圧倒的に多い。このことは、先述したように、記事が記されてからほぼ半年の内に清書されている嘉禄元年記以降は、清書後も、記事増補が頻繁に行われていたことを示している。また、料紙上部への記事の増補は、その殆どが縦書きに記されている。

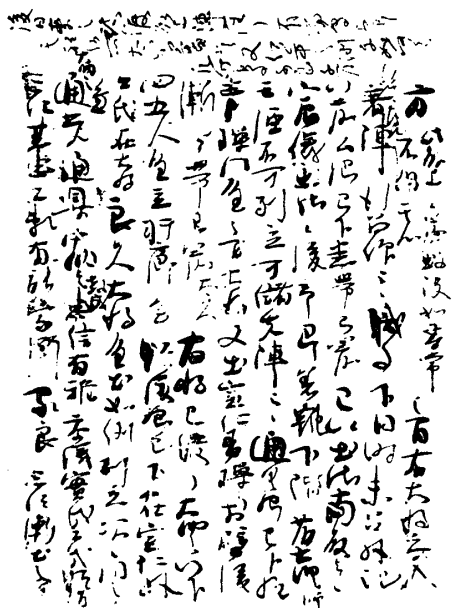
さらに、嘉禄元年記以降、その頻度が増す冷泉家本料紙上部

の増補記事は、表からも確認されるように、国書刊行会本では、活字化されていないものが多く存するのである。

この点に関連して、尾上陽介氏は、慶長書写本や延宝・天和年間書写本といった「自筆本を親本として組織的かつ丁寧な書写された良質の写本」は「野宮本など多くの写本の祖本として広く流布し、活字本である国書刊行会本」「や史料纂集本でも自筆本を利用できないところの底本に直接的・間接的に用いられている」が、「これらの写本は自筆本にある頭書の大部分を無視している」と指摘される<sup>(8)</sup>。

ところで、料紙上部への横書きによる増補の例は、嘉禄元年記以前の原本の類にも散見する。

【図版5】建暦三年（建保元年）八月九月閏九月記7紙



例えば、【図版5】に示した建暦三年（建保元年）八月九月閏

九月記7紙の場合、高橋氏は、「八月二五日条の上部余白（三八九頁）（「冷泉家時雨亭叢書」『明月記』三の頁数・稿者注）には、本文とは別の情報が横に寝かされた形で書かれている。おそらく、本文を書いてしまった後で、追加情報として後記されたのであろう。このような上欄補書は八月二七日条・一二月一四日条（三九二・四五九頁）にも認められる」と指摘される。

また、【図版5】の直前6紙について、同じく高橋氏は、6紙の紙背文書を検討された上で、「本文書（6紙紙背文書・稿者注）は建暦三年八月の吉富荘侵害事件に関わるもの」で、「建暦三年八月四日の文書は、同年八月二二～二五日条の料紙となっており」「紙背の文書と表の日記本文との日付が非常に近接している」と指摘される。

さらに、高橋氏は、建暦三年記全体の性格として、字の大小や墨消し等を検討された上で、『明月記』当該部分（「冷泉家時雨亭叢書」三所収・建暦三年八月九月閏九月記及び同年冬下記・稿者注）は、後日にまとめて書写された性格と日々の日乗を書きつけていった性格との二つを併せ持っている」と論じられる。

以上の指摘を踏まえると、横書きによる増補は、原本に記事を増補した場合にみられる現象と位置付けられよう。日々日記を記述する際、用いられる料紙は一枚或いは複数枚の単位であろう。それら料紙の上部へ増補するのであれば、物理的には縦書きに十数行に渡って記すよりも、料紙自体を縦（日記本文が

横になる）にして、一行を長く記述できる方が合理的であろう。しかし、後に日々の日記の料紙を日付順に並べて一巻に纏めると、料紙上部の横書きの増補部分は、当然見づらいものとなる。

嘉禄元年記以降の清書本には、料紙上部への増補は多くみられるが、その殆どが縦書きであるのは、以上のような物理的な制約によるものであろう。既に清書され一巻に纏められた記事の料紙上部へ、横書きに増補すれば、後に利用する時に一々巻全体を縦方向に直して見る必要があるからである。

以上、料紙上部への増補を辿ることによって得られる知見を述べた。料紙上部への増補という同一の記述行為も、それらの増補がいつどのような状態でなされたのかによって、記述方法が微妙に異なってくるのである。また、これらの記事は、未だ活字化されていない部分を多く含んでおり、定家がどのような出来事に関心をもって、記事の増補に努めていたのかという視点からの研究が今後進められるべきであろう。

#### 四 記事推敲の方法―線の利用―

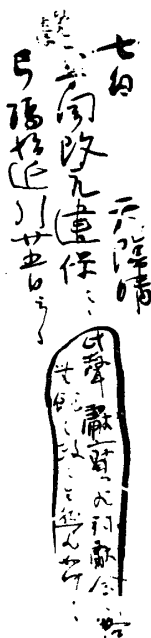
冷泉家本を辿ると、記事中に様々なバリエーションの線が引かれていることに気付く。例えば、清書本に類する冷泉家本建久三年三月記には、朱書きによる線が散見する。十三日条、「参五条殿早朝入道殿令参院給近衛殿参入給云々法皇御臨終之儀」の内、傍点を付した字の上に朱線が引かれ、さらに「令参」の右

傍に「命云」の二字が朱で記されている。冷泉家本当該記解題が、「後の写本はいずれも朱の通りに抹消している」と指摘するように、内閣文庫所蔵十九冊本を底本に活字化した史料纂集本の当該部分は、「参五条、□法王御臨終之儀更無違乱」と、自筆本で朱線が付された部分はみえず、第一節で検討した例と同様に、自筆本の指示が写本に反映されているのである。

また、翌十四日条では、二行目の「入」字と「謁」字の間から朱線が、十四日条最終行の「法皇御尊号 後白河院云々」まで延びている。これも冷泉家本当該記解題が「後の写本は移動を意味するものとして」と指摘する如く、史料纂集本でも、二行目「入」「謁」字の間に、「法皇御尊号 後白河院云々」が挿入されていて、「人々多参入、法王御尊号後白河院云々、謁宰相中将」とみえる。

さらに、【図版6】の如く記事本文を墨線で囲む事例が存する。

【図版6】建暦三年（建保元年）十二月記3紙



（資料5）冷泉家本建保元年十二月七日条翻字本文

七日、天陰晴、

尋聞、改元建保云々、

此声献宝歟、称献金之路、  
無飽之政之令然歟、如何云々、

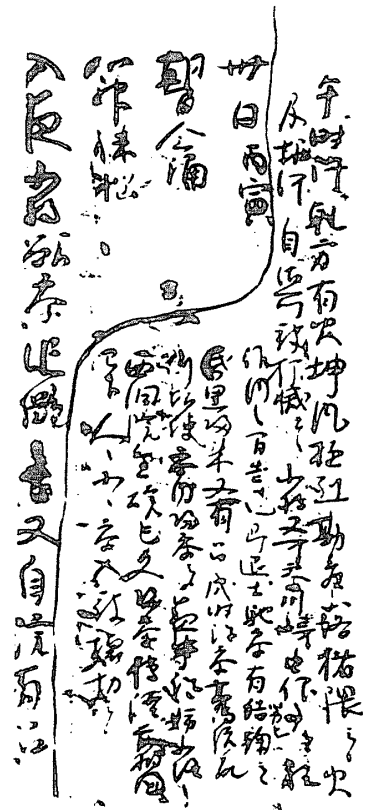
（資料5）に【図版6】を活字化したものを示した。墨線で囲まれた箇所は、直前の「改元建保云々」に対する注記である。前日「建暦」から「建保」に改元された話題に対して、定家は「ケンポウ」という年号の音が「献宝」に通じるとして、「献金之路」つまり賄賂の横行を許すような年号に聞こえるとして難じている。そして、この年号を難じた箇所に墨線が付されているのである。定家自身が線を付したとすれば、後世見るであろう子孫に対して、注意を促すためのものであろう。しかし、このように墨線で注記を囲む事例が、他の冷泉家本に確認できない点には注意が必要である。

また、【図版7】では、翌日の記事まで食い込む形で記事間に増補が行われた後、翌日条と記事を区別するために、間に墨線が付されている。こういった処理は、後に『明月記』を利用する場合には見やすく、後日の記事との混同を避ける面からも極めて有効な処理と言えよう。

しかしながら、【図版7】のような、線を引いて記事間の区切れを示す処理が、他の冷泉家本には確認できない。冷泉家本を通覧すると、同一巻の中にも、複数の筆跡が確認される事例が存する。<sup>10</sup>【図版6】【図版7】のような処理に関しても、定家が施したものであるか否かについては、さらに検討の余地が残るであろう。



【図版7】建暦三年（建保元年）十二月記26紙



### 結

以上、冷泉家本を辿ることで伺える定家の日記推敲の方法を記述した。自筆本にみられる種々の推敲の痕跡は、その多くが定家によってなされたものであることは動くまい。しかしながら、一方では、四節でも指摘したように、全てを定家自身の手によるものとするには、さらなる検討を要するのである。冷泉家本が全て影印刊行された後、改めて全巻を見渡し、定家の記事作成の手法を体系的に論じたい。

※『明月記』本文は、影印本をもとに翻刻し、句読点、傍線傍点等を私に付した。また、字体は、全て現行の活字体に改めである。【図版】は、「冷泉家時雨亭叢書」より部分転載した。

### 〈注〉

- (1) 山本信吉氏「藤原定家の筆跡について―『明月記』自筆本を中心に―」(『国華』第1239号 平成11年1月)、尾上陽介氏「『明月記』原本の構成と藤原定家の日記筆録意識」(『明月記研究』5号 平成12年11月) 参照。但し、山本氏は、原本と清書本との間に「中清書本」を想定する点や、特に有界線・無紙背文書の書式である自筆本(山本氏は「A類」と呼称する)の清書時期等で、尾上氏と主張を異にする。
- (2) 高橋典幸氏「『明月記』嘉禄三年春記紙背の研究」(『明月記研究』2号 平成9年11月)、山本氏前掲(1) 論文参照。
- (3) 「自筆本『明月記』の研究―冷泉家時雨亭叢書本を用いて―」(『広島大学大学院文学研究科論集』第61巻 平成13年12月)。
- (4) 五味文彦・藤本孝一両氏解題。
- (5) 「自筆本『明月記』の余白―建久七年四月記を手掛かりに―」(『古代中世国文学』17号 平成13年9月)。
- (6) 当該記について、山本氏前掲(1) 論文では、「建久七年四月記」から「建仁二年秋・同元年三月記」に至る十巻「の書写の体裁は、比較的整然としており、加筆・訂正も少なく明らかに中清書本である」とされる。
- (7) 高橋氏前掲(2) 論文、山本氏前掲(1) 論文。

(8) 「史料編纂所蔵徳大寺本『明月記』について」(『明月記研究』1号 平成8年11月)。

(9) 「『明月記』建暦三年記紙背の研究」(『明月記研究』3号 平成10年11月)。

(10) 例えば、尾上氏は、元久二年夏記について前掲(1)論文注18で「元久二年夏記は大部分が定家と異なる筆跡で清書されているが、首書はすべて定家の筆跡と考えられる」と指摘される。

## The Process of Creating of Teika's Manuscript "Meigetuki"

Yoshikazu Fujikawa

As for house record "Meigetuki" of Fujiwara Teika, a lot of Teika handwriting books exist in Reizeikesiguretei bower.

This Teika handwriting book led for a shadow mark to be published by all five schedules as "the "Reizeikesigureteisousho" the bright moon record" from 1993.

With this, the research of this handwriting "Meigetuki" moved ahead leaping-ly.

Even if it says to the mouthful that it does a handwriting book as the example, as for the character, the thing which isn't uniform is being made clear.

At present, a handwriting book is roughly divided into "the original" which gathered to do the just as it is Teika described a diary in which every day to one by "making a fair copy of this" which was mediated between to one by arranging form and so on, making a fair copy of "the original" later.

Moreover, also, a making a fair copy of book, too, is subdivided into the one of which time was made a fair copy of by dividing it fairly after the original was described and the one to have made a fair copy of too much time in without dividing it after an article was written down and it was mediated between by one.

I mainly described the knowledge which is gotten because it is a handwriting book, examining "Meigetuki" around the Teika handwriting book.

The process of the diary creating by the record masters such as the enlarging, and the correction of the article which can be visited from the handwriting book using the book at the Reizei house which is published in four at present or the correction was described in this manuscript.